

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「1,690」を「1,720」に、「460」を「470」に、「820」を「830」に、「250」を「260」に、「2,050」を「2,090」に改め、同表音響設備の項中「1,800」を「1,830」に、「3,600」を「3,660」に、「820」を「830」に、

「

舞 台 音 響 セ ッ ト	一 式	4, 110
会 議 室 音 響 セ ッ ト		2, 820
音 楽 スタジオ音響 A セット		4, 110
音 楽 スタジオ音響 B セット		1, 330

を

」

「

舞 台 音 響 セ ッ ト	一 式	4, 190
会 議 室 音 響 セ ッ ト		2, 880
音 楽 スタジオ音響 セット		1, 360

に

」

改め、同表映写設備の項中「2,570」を「2,610」に、

「

ス ラ イ ド プロ ジ ェ ク タ ー	1 台	1, 640
ビ デ オ プロ ジ ェ ク タ ー		1, 540

を

」

「

ビ デ オ プロ ジ ェ ク タ ー	1 台	1, 570
--------------------	-----	--------

に

」

改め、同表照明設備の項中「550」を「560」に、「2,820」を「2,880」に、「730」を「740」に、「1,470」を「1,490」に、「6,780」を「6,910」に改め、同表ピアノの項中「6,170」を「6,280」に改め、同表シャワー設備の項を削り、同表展示パネルの項及び茶道具の項を次のように改める。

別表備考2中「(シャワー設備及び茶道具の使用を除く。)」を削り、同備考3中「音楽スタジオ音響Aセット及び音楽スタジオ音響Bセット並びに」を「音楽スタジオ音響セット及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市醍醐交流会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市総務課)